

第6 參考資料

1 都市災害復旧事業費施設別実績

※下水道（流域下水道・公共下水道・都市下水路）は59年度から、公園は平成10年度から負担法に基づいている

（単位：千円）

年	事業種別	被害報告額		申請			決定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
昭和54年	流域下水道	0									
	公共下水道	12	66,000	6	35,710	54.1	6	29,830	83.5	19,885	66.7
	都市下水路	1	10,000	1	8,035	80.4	1	8,020	99.8	5,346	66.7
	公園	158	873,473	141	692,005	79.2	134	558,610	80.7	279,274	50.0
	堆積土砂	2	383,700	2	21,710	5.7	2	19,142	88.2	9,570	50.0
	街路	4	52,800	3	57,499	108.9	3	47,593	82.8	23,796	50.0
	都市排水路	5	35,200	2	5,971	17.0	2	5,900	98.8	2,949	50.0
	防空壕 指導監督事務費	0								5,378	
計	182	1,421,173	155	820,930	57.8	148	669,095	81.5	346,198	51.7	
昭和55年	流域下水道	2	25,601	2	17,738	69.3	2	9,254	52.2	6,169	66.7
	公共下水道	0									
	都市下水路	5	10,380	5	9,925	95.6	5	9,895	99.7	6,596	66.7
	公園	149	768,587	147	667,085	86.8	146	526,418	78.9	263,175	50.0
	堆積土砂	0									
	街路	2	14,500	2	15,339	105.8	2	14,169	92.4	7,084	50.0
	都市排水路	2	4,114	2	4,538	110.3	2	4,502	99.2	2,251	50.0
	防空壕 指導監督事務費	1	2,000	3	19,261	963.1	3	16,215	84.2	8,106	50.0
計	161	825,182	161	733,886	88.9	160	580,453	79.1	299,985	51.7	
昭和56年	流域下水道	4	129,270	4	108,450	83.9	4	58,702	54.1	39,133	66.7
	公共下水道	5	191,870	5	197,865	103.1	5	159,633	80.7	106,420	66.7
	都市下水路	17	78,567	17	84,446	107.5	16	73,720	87.3	49,143	66.7
	公園	297	1,155,912	307	1,089,507	94.3	309	775,816	71.2	386,412	49.8
	堆積土砂	2	10,000	1	7,424	74.2	1	4,058	54.7	2,029	50.0
	街路	3	9,103	3	11,783	129.4	3	8,640	73.3	4,320	50.0
	都市排水路	0									
	防空壕 指導監督事務費	0								13,575	
計	328	1,574,722	337	1,499,475	95.2	338	1,080,569	72.1	601,032	55.6	
昭和57年	流域下水道	0									
	公共下水道	25	767,914	27	457,745	59.6	27	375,832	82.1	250,546	66.7
	都市下水路	71	502,889	70	634,766	126.2	70	377,851	59.5	251,881	66.7
	公園	276	1,790,038	222	1,351,966	75.5	210	1,069,484	79.1	536,391	50.2
	堆積土砂	23	944,664	88	387,065	41.0	88	359,118	92.8	179,537	50.0
	街路	5	43,623	5	43,507	99.7	5	16,455	37.8	8,226	50.0
	都市排水路	0									
	防空壕 指導監督事務費	2	11,736	2	10,793	92.0	2	9,356	86.7	4,677	50.0
計	402	4,060,864	414	2,885,842	71.1	402	2,208,096	76.5	1,261,543	57.1	
昭和58年	流域下水道	3	22,800	3	24,290	106.5	3	13,541	55.7	9,026	66.7
	公共下水道	144	1,517,428	104	1,174,233	77.4	103	1,037,434	88.3	674,344	65.0
	都市下水路	10	25,105	9	22,947	91.4	9	19,299	84.1	12,863	66.7
	公園	124	751,799	123	716,509	95.3	117	554,666	77.4	277,306	50.0
	堆積土砂	23	486,509	19	465,841	95.8	19	423,510	90.9	211,752	50.0
	街路	2	9,190	2	10,583	115.2	2	9,691	91.6	4,845	50.0
	都市排水路	26	197,428	26	84,291	42.7	27	79,612	94.4	39,797	50.0
	防空壕 指導監督事務費	1	35,000	1	16,167	46.2	1	8,627	53.4	4,313	50.0
計	333	3,045,259	287	2,514,861	82.6	281	2,146,380	85.3	1,264,243	58.9	
昭和59年	流域下水道	0									
	公共下水道	0									
	都市下水路	3	85,000	3	82,464	97.0	3	59,149	71.7	39,452	66.7
	公園	14	71,167	14	79,785	112.1	14	68,316	85.6	34,153	50.0
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	1	2,000	1	1,480	74.0	1	1,266	85.5	633	50.0
	防空壕 指導監督事務費	0								1,837	
計	18	158,167	18	163,729	103.5	18	128,731	78.6	76,075	59.1	
昭和60年	流域下水道	0									
	公共下水道	1	2,000	1	1,208	60.4	1	814	67.4	542	66.6
	都市下水路	3	30,000	3	23,300	77.7	3	22,194	95.3	14,803	66.7
	公園	115	860,112	107	628,705	73.1	105	545,062	86.7	272,502	50.0
	堆積土砂	1	210,000	1	209,932	100.0	1	195,622	93.2	97,811	50.0
	街路	1	16,544	1	17,233	104.2	1	16,176	93.9	8,088	50.0
	都市排水路	4	20,480	4	17,681	86.3	4	14,415	81.5	7,207	50.0
	防空壕 指導監督事務費	1	1,108	1	1,108	100.0	1	1,004	90.6	502	50.0
計	126	1,140,244	118	899,167	78.9	116	795,287	88.4	411,482	51.7	

年	事業種別	被害報告額		申 請			決 定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
昭和61年	流域下水道	4	10,900	4	12,078	110.8	4	10,528	87.2	7,021	66.7
	公共下水道	14	586,400	14	580,641	99.0	13	537,870	92.6	358,753	66.7
	都市下水路	4	29,100	4	22,610	77.7	4	21,902	96.9	15,152	69.2
	公園	73	603,778	73	498,985	82.6	69	480,056	96.2	240,018	50.0
	堆積土砂	26	95,910	23	93,911	97.9	23	78,716	83.8	46,208	58.7
	街路	3	112,800	3	55,641	49.3	3	53,972	97.0	26,985	50.0
	都市排水路	1	5,857	1	5,623	96.0	1	4,701	83.6	2,350	50.0
	防空壕	0									
	指導監督事務費									10,440	
計	125	1,444,745	122	1,269,489	87.9	117	1,187,745	93.6	706,927	59.5	
昭和62年	流域下水道	1	195,700	1	195,605	100.0	1	179,975	92.0	120,043	66.7
	公共下水道	7	327,000	7	324,748	99.3	7	294,824	90.8	196,643	66.7
	都市下水路	2	19,800	1	9,562	48.3	1	7,886	82.5	5,259	66.7
	公園	56	569,177	56	453,424	79.7	57	413,568	91.2	206,771	50.0
	堆積土砂	1	17,000	1	16,378	96.3	1	12,189	74.4	6,094	50.0
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									6,946	
計	67	1,128,677	66	999,717	88.6	67	908,442	90.9	541,756	59.6	
昭和63年	流域下水道	0									
	公共下水道	2	17,000	2	16,022	94.2	2	16,207	101.2	10,809	66.7
	都市下水路	1	8,342	1	8,218	98.5	1	8,447	102.8	6,757	80.0
	公園	54	401,726	34	313,330	78.0	31	277,329	88.5	138,656	50.0
	堆積土砂	7	141,409	2	113,011	79.9	7	115,152	101.9	93,287	81.0
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									5,406	
計	64	568,477	39	450,581	79.3	41	417,135	92.6	254,915	61.1	
平成元年	流域下水道	2	400,000	2	333,533	83.4	2	307,060	92.1	204,808	66.7
	公共下水道	4	541,185	4	415,566	76.8	4	379,968	91.4	253,437	66.7
	都市下水路	2	9,000	2	6,393	71.0	2	5,843	91.4	3,897	66.7
	公園	22	464,097	21	441,967	95.2	21	390,913	88.4	195,452	50.0
	堆積土砂	1	13,350	1	2,000	15.0	1	2,000	100.0	1,000	50.0
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									9,597	
計	31	1,427,632	30	1,199,459	84.0	30	1,085,784	90.5	668,191	61.5	
平成2年	流域下水道	3	25,500	4	26,380	103.5	4	23,681	89.8	15,793	66.7
	公共下水道	14	376,400	14	300,434	79.8	14	299,801	99.8	207,505	69.2
	都市下水路	2	12,000	1	3,999	33.3	1	3,553	88.8	2,369	66.7
	公園	124	1,754,098	118	1,270,086	72.4	110	1,081,163	85.1	540,554	50.0
	堆積土砂	3	225,000	3	234,440	104.2	3	196,748	83.9	160,463	81.6
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	1	2,000	1	7,070	353.5	1	4,452	63.0	2,226	50.0
	指導監督事務費									19,854	
計	147	2,394,998	141	1,842,409	76.9	133	1,609,398	87.4	948,764	59.0	
平成3年	流域下水道	5	2,894,560	5	2,840,270	98.1	5	2,695,470	94.9	1,817,772	67.4
	公共下水道	18	310,151	18	287,004	92.5	18	239,476	83.4	139,825	58.4
	都市下水路	2	8,700	2	7,733	88.9	2	8,118	105.0	5,414	66.7
	公園	88	733,359	88	593,253	80.9	88	521,280	87.9	260,616	50.0
	堆積土砂	1	20,000	1	17,875	89.4	1	17,079	95.5	8,539	50.0
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									9,077	
計	114	3,966,770	114	3,746,135	94.4	114	3,481,423	92.9	2,241,243	64.4	
平成4年	流域下水道	0									
	公共下水道	4	44,700	4	36,317	81.2	4	34,692	95.5	27,752	80.0
	都市下水路	0									
	公園	11	129,089	11	102,898	79.7	11	88,844	86.3	44,420	50.0
	堆積土砂	2	217,000	2	166,034	76.5	2	164,383	99.0	82,191	50.0
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									3,819	
計	17	390,789	17	305,249	78.1	17	287,919	94.3	158,182	54.9	

年	事業種別	被害報告額			申請			決定			
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
平成5年	流域下水道	3	18,000	3	20,703	115.0	3	20,008	96.6	16,005	80.0
	公共下水道	153	3,950,300	153	3,505,496	88.7	151	3,441,649	98.2	2,737,002	79.5
	都市下水路	4	24,050	4	18,899	78.6	4	19,049	100.8	12,704	66.7
	公園	156	3,378,142	159	2,704,082	80.0	159	2,232,849	82.6	1,116,398	50.0
	堆積土砂	43	458,700	41	322,498	70.3	41	267,454	82.9	133,725	50.0
	街路	2	17,970	2	17,970	100.0	2	17,094	95.1	8,547	50.0
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									85,688	
計	361	7,847,162	362	6,589,648	84.0	360	5,998,103	91.0	4,110,069	68.5	
平成6年	流域下水道	7	91,000	7	85,375	93.8	7	74,696	87.5	49,818	66.7
	公共下水道	253	5,871,490	253	4,807,415	81.9	253	4,604,377	95.8	3,949,371	85.8
	都市下水路	1	9,000	1	8,640	96.0	1	7,029	81.4	4,688	66.7
	公園	43	564,522	43	528,003	93.5	42	434,894	82.4	217,435	50.0
	堆積土砂	3	45,357	3	45,357	100.0	3	34,898	76.9	17,449	50.0
	街路	1	3,300	1	3,293	99.8	1	1,694	51.4	847	50.0
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									74,435	
計	308	6,584,669	308	5,478,083	83.2	307	5,157,588	94.1	4,314,043	83.6	
平成7年	流域下水道	18	278,400	18	276,786	99.4	18	267,765	96.7	205,414	76.7
	公共下水道	1,054	69,574,976	1,053	67,111,003	96.5	1,053	66,501,411	99.1	54,631,730	82.2
	都市下水路	0									
	公園	496	10,461,775	477	8,518,444	81.4	467	7,672,030	90.1	5,525,210	72.0
	堆積土砂	1	49,000	1	27,832	56.8	1	27,832	100.0	13,916	50.0
	街路	48	1,347,094	47	1,218,252	90.4	46	1,170,498	96.1	880,710	75.2
	都市排水路	0									
	防空壕	0									
	指導監督事務費									333,653	
計	1,617	81,711,245	1,596	77,152,317	94.4	1,585	75,639,536	98.0	61,590,633	81.4	
平成8年	流域下水道	0									
	公共下水道	3	570,000	3	402,370	70.6	3	399,557	99.3	266,503	66.7
	都市下水路	0									
	公園	10	173,596	10	176,443	101.6	10	98,759	56.0	49,376	50.0
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	1	35,484	1	15,785	44.5	1	13,859	87.8	6,929	50.0
	指導監督事務費									6,965	
計	14	779,080	14	594,598	76.3	14	512,175	86.1	329,773	64.4	
平成9年	流域下水道	0									
	公共下水道	2	32,000	2	30,422	95.1	2	30,329	99.7	21,681	71.5
	都市下水路	0									
	公園	66	1,211,888	66	918,622	75.8	66	791,231	86.1	395,598	50.0
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	0									
	防空壕	1	20,000	1	19,975	99.9	1	17,329	86.8	8,664	50.0
	指導監督事務費									7,756	
計	69	1,263,888	69	969,019	76.7	69	838,889	86.6	433,699	51.7	
平成10年	流域下水道	10	361,600	10	313,933	86.8	10	304,146	96.9	202,860	66.7
	公共下水道	30	1,261,718	30	1,208,413	95.8	30	1,182,660	97.9	789,529	66.8
	都市下水路	1	2,000	1	1,407	70.4	1	1,470	104.5	980	66.7
	公園	144	2,549,906	144	2,036,941	79.9	144	1,851,697	90.9	1,304,893	70.5
	堆積土砂	2	16,600	2	13,338	80.3	2	13,325	99.9	6,662	50.0
	街路	1	42,000	1	36,636	87.2	1	35,708	97.5	17,854	50.0
	都市排水施設	0									
	広場等	28	751,670	28	553,700	73.7	28	508,792	91.9	254,389	50.0
	指導監督事務費									45,559	
計	216	4,985,494	216	4,164,368	83.5	216	3,897,798	93.6	2,622,726	67.3	
平成11年	流域下水道	6	4,139,654	6	4,034,133	97.5	6	3,525,229	87.4	2,351,325	66.7
	公共下水道	24	686,090	24	537,345	78.3	24	536,362	99.8	357,742	66.7
	都市下水路	0									
	公園	154	4,277,235	154	3,692,901	86.3	153	3,283,007	88.9	2,199,738	67.0
	堆積土砂	1	252,767	1	252,767	100.0	1	252,767	100.0	126,383	50.0
	街路	0									
	都市排水施設	1	6,000	1	4,351	72.5	1	4,349	100.0	2,174	50.0
	広場等	19	424,200	19	389,705	91.9	19	367,338	94.3	183,665	50.0
	指導監督事務費									27,137	
計	205	9,785,946	205	8,911,202	91.1	204	7,969,052	89.4	5,248,164	65.9	

年	事業種別	被害報告額		申 請			決 定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
平成12年	流域下水道	26	318,370	26	313,220	98.4	26	277,807	88.7	185,296	66.7
	公共下水道	96	8,953,000	96	7,161,244	80.0	95	6,914,367	96.6	6,482,577	93.8
	都市下水路	6	1,244,000	6	1,091,858	87.8	6	812,067	74.4	541,649	66.7
	公園	58	1,182,132	58	1,023,080	86.5	58	928,143	90.7	629,530	67.8
	堆積土砂	1	73,000	1	69,933	95.8	1	62,663	89.6	53,200	84.9
	街路	2	26,300	2	19,921	75.7	2	18,691	93.8	9,345	50.0
	都市排水路	1	16,000	1	14,101	88.1	1	14,597	103.5	7,298	50.0
	広場等	4	72,400	4	57,337	79.2	4	54,671	95.4	27,335	50.0
	指導監督事務費									117,304	
計	194	11,885,202	194	9,750,694	82.0	193	9,083,006	93.2	8,053,534	88.7	
平成13年	流域下水道	0									
	公共下水道	11	328,900	11	231,097	70.3	11	220,490	95.4	169,429	76.8
	都市下水路	0									
	公園	62	1,136,501	62	1,002,186	88.2	62	963,068	96.1	643,285	66.8
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	1	2,000	1	1,332	66.6	1	915	68.7	457	49.9
	指導監督事務費									15,709	
計	74	1,467,401	74	1,234,615	84.1	74	1,184,473	95.9	828,880	70.0	
平成14年	流域下水道	1	12,000	1	11,016	91.8	1	10,597	96.2	7,068	66.7
	公共下水道	14	371,700	14	242,908	65.4	14	241,011	99.2	170,820	70.9
	都市下水路	0									
	公園	27	752,464	27	559,562	74.4	27	357,191	63.8	238,784	66.9
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水施設	1	6,000	1	4,224	70.4	1	3,144	74.4	1,572	50.0
	広場等	2	46,000	2	41,204	89.6	2	38,866	94.3	19,433	50.0
	指導監督事務費									8,177	
計	45	1,188,164	45	858,914	72.3	45	650,809	75.8	445,854	68.5	
平成15年	流域下水道	7	136,500	7	123,863	90.7	7	94,499	76.3	63,027	66.7
	公共下水道	130	4,252,000	130	3,840,750	90.3	130	3,740,570	97.4	3,165,659	84.6
	都市下水路	0									
	公園	75	1,832,039	75	1,583,144	86.4	75	1,455,083	91.9	1,011,680	69.5
	堆積土砂	1	13,601	1	9,557	70.3	1	9,070	94.9	7,047	77.7
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	5	59,500	5	43,460	73.0	5	38,866	89.4	19,432	50.0
	指導監督事務費									65,555	
計	218	6,293,640	218	5,600,774	89.0	218	5,338,088	95.3	4,332,400	81.2	
平成16年	流域下水道	26	1,881,210	26	1,779,829	94.6	26	1,720,556	96.7	1,526,416	88.7
	公共下水道	357	26,620,393	357	23,321,184	87.6	357	23,037,646	98.8	19,917,073	86.5
	都市下水路	2	42,600	2	27,970	65.7	2	24,235	86.6	16,164	66.7
	公園	278	4,521,099	278	3,569,299	78.9	278	3,206,845	89.8	2,397,214	74.8
	堆積土砂	18	1,535,822	18	1,040,213	67.7	18	1,017,206	97.8	860,175	84.6
	街路	0									
	都市排水路	6	82,278	6	81,858	99.5	6	59,954	73.2	31,502	52.5
	広場等	53	1,974,990	53	1,439,504	72.9	53	1,234,699	85.8	903,977	73.2
	指導監督事務費									428,727	
計	740	36,658,392	740	31,259,857	85.3	740	30,301,141	96.9	26,081,248	86.1	
平成17年	流域下水道	6	51,700	6	40,491	78.3	6	41,615	102.8	27,754	66.7
	公共下水道	26	1,112,300	26	936,297	84.2	26	816,750	87.2	555,526	68.0
	都市下水路	1	19,000	1	10,209	53.7	1	10,379	101.7	6,922	66.7
	公園	39	462,300	39	316,895	68.5	39	268,828	84.8	181,920	67.7
	堆積土砂	2	117,000	2	63,085	53.9	2	58,227	92.3	29,113	50.0
	街路	0									
	都市排水路	1	3,000	1	2,849	95.0	1	2,849	100.0	1,424	50.0
	広場等	13	734,800	13	423,130	57.6	13	322,993	76.3	161,494	50.0
	指導監督事務費									17,275	
計	88	2,500,100	88	1,792,956	71.7	88	1,521,641	84.9	981,428	64.5	
平成18年	流域下水道	0									
	公共下水道	2	26,179	2	22,066	84.3	2	23,058	104.5	16,051	69.6
	都市下水路	2	27,800	2	24,726	88.9	2	17,958	72.6	11,977	66.7
	公園	93	1,703,799	93	1,229,414	72.2	92	1,064,980	86.6	753,228	70.7
	堆積土砂	2	54,000	2	44,878	83.1	2	44,878	100.0	22,439	50.0
	街路	0									
	都市排水路	10	35,300	10	33,195	94.0	10	33,195	100.0	16,594	50.0
	広場等	8	96,200	8	67,293	70.0	8	41,997	62.4	20,998	50.0
	指導監督事務費									16,158	
計	117	1,943,278	117	1,421,572	73.2	116	1,226,066	86.2	857,445	69.9	

年	事業種別	被害報告額			申請			決定			
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
平成19年	流域下水道	1	60,000	1	60,000	100.0	1	60,712	101.2	40,494	66.7
	公共下水道	93	10,674,700	93	10,372,772	97.2	93	9,976,424	96.2	8,057,266	80.8
	都市下水路	0									
	公園	34	529,000	34	469,907	88.8	34	436,728	92.9	313,819	71.9
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	6	472,000	6	453,812	96.1	6	362,413	79.9	181,206	50.0
指導監督事務費									161,467		
計	134	11,735,700	134	11,356,491	96.8	134	10,836,277	95.4	8,754,252	80.8	
平成20年	流域下水道	2	204,000	2	121,843	59.7	2	113,279	93.0	75,556	66.7
	公共下水道	8	518,300	8	426,061	82.2	8	426,461	100.1	392,712	92.1
	都市下水路	0									
	公園	9	159,700	9	124,120	77.7	9	104,744	84.4	70,661	67.5
	堆積土砂	0									
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	1	30,000	1	21,391	71.3	1	20,652	96.5	10,326	50.0
指導監督事務費									7,502		
計	20	912,000	20	693,415	76.0	20	665,136	95.9	556,757	83.7	
平成21年	流域下水道										
	公共下水道	10	883,733	10	785,875	88.9	10	688,119	87.6	490,806	71.3
	都市下水路	0									
	公園	27	605,195	27	486,822	80.4	27	411,418	84.5	335,450	81.5
	堆積土砂	8	131,600	8	103,333	78.5	8	103,333	100.0	44,918	43.5
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	2	19,653	2	14,501	73.8	2	13,884	95.7	6,942	50.0
指導監督事務費									14,297		
計	47	1,640,181	47	1,390,531	84.8	47	1,216,754	87.5	892,413	73.3	
平成22年	流域下水道	0									
	公共下水道	2	10,900	2	9,908	90.9	2	9,276	93.6	6,826	73.6
	都市下水路	0									
	公園	19	467,600	19	326,701	69.9	16	280,774	85.9	199,864	71.2
	堆積土砂	1	13,080	1	12,692	97.0	1	12,505	98.5	10,020	80.1
	街路	0									
	都市排水路	0									
	広場等	3	68,000	3	38,731	57.0	3	33,138	85.6	16,659	50.3
指導監督事務費									5,049		
計	25	559,580	25	388,032	69.3	22	335,693	86.5	238,418	71.0	
平成23年	公園	565	34,605,317	565	22,933,426	66.3	565	21,639,439	94.4	17,191,970	79.4
	堆積土砂	9	451,970	9	405,956	89.8	9	397,598	97.9	254,765	64.1
	街路	42	3,239,905	42	785,334	24.2	42	719,778	91.7	576,050	80.0
	都市排水路	69	2,502,190	69	2,010,886	80.4	69	1,930,595	96.0	1,554,651	80.5
	広場等	83	1,778,958	83	1,233,463	69.3	82	1,115,828	90.5	902,022	80.8
	駅前広場等	22	1,151,131	22	501,403	43.6	22	419,978	83.8	336,154	80.0
	指導監督事務費									203,592	
	計	790	43,729,471	790	27,870,468	63.7	789	26,223,216	94.1	21,019,204	80.2
平成24年	公園	56	1,223,808	56	894,318	73.1	56	838,820	93.8	623,936	74.4
	堆積土砂	10	348,033	10	326,645	93.9	10	326,173	99.9	256,058	78.5
	街路	1	3,989	1	3,931	98.5	1	3,931	100.0	2,072	52.7
	都市排水路	0									
	広場等	6	172,605	6	103,521	60.0	6	101,066	97.6	51,368	50.8
	指導監督事務費									13,064	
計	73	1,748,435	73	1,328,415	76.0	73	1,269,990	95.6	946,498	74.5	
平成25年	公園	85	2,479,937	85	1,900,882	76.7	85	1,610,958	84.7	1,078,837	67.0
	堆積土砂	4	352,459	4	330,337	93.7	4	321,941	97.5	160,970	50.0
	街路	1	1,250	1	1,046	83.7	0	0	0.0	0	0.0
	都市排水路	10	390,860	10	351,679	90.0	10	308,464	87.7	154,228	50.0
	広場等	0									
	指導監督事務費									23,239	
計	100	3,224,506	100	2,583,944	80.1	99	2,241,363	86.7	1,417,274	63.2	
平成26年	公園	54	4,548,475	54	3,127,907	68.8	56	2,552,504	81.6	1,704,297	66.8
	堆積土砂	3	150,000	3	116,117	77.4	3	116,084	100.0	58,041	50.0
	街路	0		0			0				
	都市排水路	3	37,000	3	25,160	68.0	3	20,967	83.3	10,482	50.0
	広場等	0		0			0				
	指導監督事務費									10,907	
計	60	4,735,475	60	3,269,184	69.0	62	2,689,555	82.3	1,783,727	66.3	

年	事業種別	被害報告額		申 請			決 定				
		箇所	事業費(A)	箇所	事業費(B)	(B)/(A)	箇所	事業費(C)	(C)/(B)	総国費(D)	(D)/(C)
平成27年	公園	69	2,002,123	69	1,386,154	69.2	68	1,243,297	89.7	830,835	66.8
	堆積土砂										
	街路										
	都市排水路	2	13,000	2	7,970	61.3	2	6,703	84.1	3,351	50.0
	広場等	8	156,359	8	100,666	64.4	8	99,310	98.7	49,653	50.0
	指導監督事務費									14,094	
	計	79	2,171,482	79	1,494,790	68.8	78	1,349,310	90.3	897,933	66.5
平成28年	公園	120	22,990,776	119	14,593,564	63.5	119	13,307,707	91.2	11,449,847	86.0
	堆積土砂	4	118,374	4	116,626	98.5	4	107,908	92.5	78,353	72.6
	街路	1	12,000	1	9,993	83.3	1	9,993	100.0	4,996	50.0
	都市排水路										
	広場等	6	173,665	6	111,084	64.0	6	100,426	90.4	50,211	50.0
	指導監督事務費									112,223	
	計	131	23,294,815	130	14,831,267	63.7	130	13,526,034	91.2	11,695,630	86.5
平成29年	公園	54	2,223,165	54	1,507,007	67.8	54	1,457,902	96.7	979,974	67.2
	堆積土砂	2	4,213,000	2	4,089,643	97.1	2	2,849,856	69.7	2,367,512	83.1
	街路										
	都市排水路	2	17,000	2	16,710	98.3	2	16,293	97.5	8,146	50.0
	広場等	17	523,198	17	401,290	76.7	17	340,097	84.8	170,044	50.0
	指導監督事務費									62,139	
	計	75	6,976,363	75	6,014,650	86.2	75	4,664,148	77.5	3,587,815	76.9
平成30年	公園	218	5,792,115	218	3,941,817	68.1	217	3,730,102	94.6	2,767,149	74.2
	堆積土砂	18	11,391,186	18	9,788,408	85.9	18	9,750,166	99.6	6,305,843	64.7
	街路										
	都市排水路	6	200,000	6	76,366	38.2	6	76,150	99.7	38,073	50.0
	広場等	21	805,800	21	288,563	35.8	21	274,105	95.0	137,047	50.0
	査定設計委託費									22,342	
	指導監督事務費									159,736	
	計	263	18,189,101	263	14,095,154	77.5	262	13,830,523	98.1	9,430,190	68.2
令和元年	公園	209	11,863,776	209	7,461,519	62.9	208	6,867,612	92.0	4,815,533	70.1
	堆積土砂	16	9,515,372	16	6,830,422	71.8	16	6,719,235	98.4	4,829,555	71.9
	街路										
	都市排水路	14	698,006	14	584,475	83.7	14	572,864	98.0	286,430	50.0
	広場等	33	1,155,052	33	888,839	77.0	33	820,670	92.3	410,324	50.0
	査定設計委託費									73,292	
	指導監督事務費									208,605	
	計	272	23,232,206	272	15,765,255	67.9	271	14,980,381	95.0	10,623,739	70.9
令和2年	公園	49	2,903,148	49	2,179,710	75.1	49	2,052,116	94.1	1,615,695	78.7
	堆積土砂	10	9,200,220	10	7,335,470	79.7	10	7,303,967	99.6	5,932,078	81.2
	街路										
	都市排水路										
	広場等	2	77,000	2	48,534	63.0	2	36,457	75.1	18,228	50.0
	査定設計委託費									1,834	
	指導監督事務費									139,744	
	計	61	12,180,368	61	9,563,714	78.5	61	9,392,540	98.2	7,707,579	82.1
令和3年	公園	42	3,469,932	42	2,604,244	75.1	42	2,564,322	98.5	1,710,830	66.7
	堆積土砂	6	1,228,000	6	1,114,430	90.8	6	1,109,170	99.5	554,583	50.0
	街路										
	都市排水路										
	広場等	4	352,000	4	194,887	55.4	4	192,956	99.0	96,477	50.0
	査定設計委託費									8,665	
	指導監督事務費										
	計	52	5,049,932	52	3,913,561	77.5	52	3,866,448	98.8	2,370,555	61.3
令和4年	公園	58	3,455,228	58	3,053,761	88.4	58	2,899,276	94.9	1,956,652	67.5
	堆積土砂	12	207,200	12	197,537	95.3	12	196,712	99.6	120,734	61.4
	街路										
	都市排水路										
	広場等	10	169,127	10	131,276	77.6	10	126,979	96.7	63,487	50.0
	査定設計委託費									45,196	
	指導監督事務費									5,680	
	計	80	3,831,555	80	3,382,574	88.3	80	3,222,967	95.3	2,191,749	68.0

※平成23年の組織改編により下水道の所管が水管理・国土保全局に移行

※平成23年は東日本大震災分について未査定箇所があるため暫定値

※平成21年までは工事雑費込みの事業費を決定事業費として記載

※平成22年以降は工事雑費・事務費が国庫補助対象外となったことに伴い、国庫対象工事費を決定事業費に記載

※平成28年について未査定箇所があるため被害報告箇所と申請・決定箇所数が異なる

※平成27年～令和4年は査定決定ベースで記載

堆積土砂排除事業 平成23年度以降の実施箇所一覧

事業実施年度	事業主体数	事業主体
H23	3	千葉県浦安市、和歌山県新宮市、福島県白河市
H24	3	熊本県阿蘇市、大分県竹田市、熊本市
H25	3	岩手県盛岡市、秋田県仙北市、東京都大島町
H26	2	京都府福知山市、兵庫県丹波市
H28	3	北海道芽室町、岩手県久慈市・岩泉町
H29	2	福岡県朝倉市、大分県津久見市
H30	18	北海道厚真町、岡山県倉敷市、広島県呉市・福山市・三原市・東広島市・尾道市・江田島市・竹原市・熊野町・海田町・府中町・坂町、愛媛県宇和島市・西予市、福岡県 太宰府市、神戸市、広島市
R1	14	岩手県久慈市・山田町・普代村、宮城県丸森町、栃木県佐野市、群馬県富岡市・嬬恋村、埼玉県川越市・吉見町、東京都八王子市、長野県長野市・佐久市、岡山県新見市、さいたま市
R2	9	岐阜県下呂市、福岡県大牟田市、佐賀県嬉野市、熊本県人吉市・芦北町・八代市・天草市・球磨村・津奈木町
R3	6	青森県むつ市、新潟県糸魚川市、長野県茅野市、静岡県熱海市、佐賀県神埼市、長崎県雲仙市
R4	7	新潟県村上市・関川村、石川県小松市・白山市、福井県南越前町、静岡県磐田市・袋井市

2 降灰除去事業実績

○鹿児島県

(単位：千円)

年度	公共下水道		流失防止施設		宅 地		公 園		合 計	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
S59	675	450			80,684	40,342			81,359	40,792
60					487,152	243,576	12,470	6,235	499,622	249,811
61					250,962	125,481	17,994	8,997	268,956	134,478
62					189,720	94,860			189,720	94,860
63			54,538	27,269	418,882	209,441	12,062	6,031	485,482	242,741
H元			65,536	32,768	308,458	154,229			373,994	186,997
2			151,624	75,812	536,222	268,111	14,614	7,307	702,460	351,230
3					532,908	266,454	4,100	2,050	537,008	268,504
4			16,382	8,191	630,084	315,042	3,087	1,543	649,553	324,776
5					76,612	38,306			76,612	38,306
6			10,846	5,423	106,310	53,155	5,644	2,822	122,800	61,400
7					134,014	67,007	6,218	3,109	140,232	70,116
8					7,786	3,893			7,786	3,893
9									0	0
10					2,594	1,297			2,594	1,297
11					41,244	20,622	3,622	1,811	44,866	22,433
12					60,030	30,015	1,706	853	61,736	30,868
13			桜島地区のみ基準を超過		1,184	592	126	63	1,310	655
14~20									0	0
21					3,648	1,824	742	371	4,390	2,195
22					56,024	28,012	1,147	573	57,171	28,585
23					92,325	46,162	2,566	1,283	94,891	47,445
24					175,578	87,789	3,821	1,910	179,399	89,699
25					186,347	93,173	3,304	1,652	189,651	94,825
26					123,583	61,791	3,961	1,980	127,544	63,771
27			東桜島地区・西桜島地区のみ基準を超過		43,119	21,559	1,120	560	44,239	22,119
28			東桜島地区のみ基準を超過		3,410	1,705	129	64	3,539	1,769
29			西桜島地区のみ基準を超過		9,546	4,773	0	0	9,546	4,773
30					86,391	43,195	619	309	87,010	43,504
R元			東桜島地区・西桜島地区のみ基準を超過		19,356	9,678	857	428	20,213	10,106
2			東桜島地区・西桜島地区のみ基準を超過		21,774	10,887	649	324	22,423	11,211
3									0	0
4			西桜島地区のみ基準を超過		10,619	5,309			10,619	5,309
計	675	450	298,926	149,463	4,696,566	2,348,280	100,558	50,275	5,096,725	2,548,468
S59					13,864	6,932			13,864	6,932
60					59,448	29,724			59,448	29,724
61					15,226	7,613			15,226	7,613
62					11,014	5,507			11,014	5,507
63					15,672	7,836			15,672	7,836
H元					11,194	5,597			11,194	5,597
2					31,852	15,926			31,852	15,926
3					15,240	7,620			15,240	7,620
4					26,162	13,081			26,162	13,081
5					7,240	3,620			7,240	3,620
6					3,520	1,760			3,520	1,760
7					6,832	3,416			6,832	3,416
8					4,486	2,243			4,486	2,243
9					0	0			0	0
10					1,240	620			1,240	620
11					2,346	1,173			2,346	1,173
12					2,466	1,233			2,466	1,233
13~15					0	0			0	0
計	0	0	0	0	227,802	113,901	0	0	227,802	113,901

※鹿児島市は市街地、東桜島地区、西桜島地区に区分けして降灰観測集計をしており、年間1,000mg/m2を超過した地区に対して補助を実施している。

年度	公共下水道		流失防止施設		宅地		公園		合計	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
S59					6,440	3,220			6,440	3,220
60					12,200	6,100			12,200	6,100
61					16,800	8,400			16,800	8,400
62					8,752	4,376			8,752	4,376
63					8,354	4,177			8,354	4,177
H元					7,494	3,747			7,494	3,747
2					27,960	13,980			27,960	13,980
3					26,186	13,093			26,186	13,093
4					65,600	32,800			65,600	32,800
5					35,948	17,974			35,948	17,974
6					20,252	10,126			20,252	10,126
7					43,452	21,726			43,452	21,726
8					23,382	11,691			23,382	11,691
9					0	0			0	0
10					8,322	4,161			8,322	4,161
11					8,688	4,344			8,688	4,344
12					18,466	9,233			18,466	9,233
13~20					0	0			0	0
21					1,896	948			1,896	948
22					19,801	9,900			19,801	9,900
23					22,647	11,323			22,647	11,323
24					41,948	20,974			41,948	20,974
25					48,751	24,375			48,751	24,375
26					39,168	19,584			39,168	19,584
27					56,527	28,263			56,527	28,263
28					0	0			0	0
29					13,431	6,715			13,431	6,715
30					16,397	8,198			16,397	8,198
R元					18,255	9,127			18,255	9,127
2					53,844	26,922			53,844	26,922
3					20,733	10,366			20,733	10,366
4					10,489	4,902			10,489	4,902
計	0	0	0	0	691,694	345,843	0	0	691,694	345,843

年度	公共下水道		流失防止施設		宅地		公園		合計	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
S59~H2					0	0			0	0
3					2,690	1,345			2,690	1,345
4					61,180	30,590			61,180	30,590
5					235,290	117,645			235,290	117,645
6~R4					0	0			0	0
計	0	0	0	0	299,160	149,580	0	0	299,160	149,580

年度	公共下水道		流失防止施設		宅地		公園		合計	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
S59										509
60										2,856
61										1,504
62										1,047
63										2,551
H元										1,963
2										3,811
3										2,905
4										4,011
5										1,773
6										732
7										1,428
8										534
9										0
10										182
11										800
12										800
13										19
14~20										0
21										62
22										384
23~29										0
30										517
R元										0
2										0
3										0
4										0
計										28,388

年度	公共下水道		流失防止施設		宅地		公園		合計	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
S59	675	450			100,988	50,494	0	0	101,663	50,944
60					558,800	279,400	12,470	6,235	571,270	285,635
61					282,988	141,494	17,994	8,997	300,982	150,491
62					209,486	104,743	0	0	209,486	104,743
63			54,538	27,269	442,908	221,454	12,062	6,031	509,508	254,754
H元			65,536	32,768	327,146	163,573	0	0	392,682	196,341
2			151,624	75,812	596,034	298,017	14,614	7,307	762,272	381,136
3			0	0	577,024	288,512	4,100	2,050	581,124	290,562
4			16,382	8,191	783,026	391,513	3,087	1,543	802,495	401,247
5			0	0	355,090	177,545	0	0	355,090	177,545
6			10,846	5,423	130,082	65,041	5,644	2,822	146,572	73,286
7					184,298	92,149	6,218	3,109	190,516	95,258
8					35,654	17,827	0	0	35,654	17,827
9					0	0	0	0	0	0
10					12,156	6,078	0	0	12,156	6,078
11					52,278	26,139	3,622	1,811	55,900	27,950
12					80,962	40,481	1,706	853	82,668	41,334
13					1,184	592	126	63	1,310	655
14~20									0	0
21					5,544	2,772	742	371	6,286	3,143
22					75,825	37,912	1,147	573	76,972	38,485
23					114,972	57,485	2,566	1,283	117,538	58,768
24					217,526	108,763	3,821	1,910	221,347	110,673
25					235,098	117,548	3,304	1,652	238,402	119,200
26					162,751	81,375	3,961	1,980	166,712	83,355
27					99,646	49,822	1,120	560	100,766	50,382
28					3,410	1,705	129	64	3,539	1,769
29					22,977	11,488	0	0	22,977	11,488
30					102,788	51,393	619	309	103,407	51,702
R元					37,611	18,805	857	428	38,468	19,233
2					75,618	37,809	649	324	76,267	38,133
3					20,733	10,366			20,733	10,366
4					21,108	10,211	0	0	21,108	10,211
計	675	450	298,926	149,463	5,925,711	2,962,506	100,558	50,275	6,325,870	3,162,694

鹿兒島県合計

○宮崎県

(単位：千円)

	年度	公共下水道		流失防止施設		宅地		公園		合計	
		事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都城市	23					550,328	275,164	19,467	9,733	569,795	284,897
三股町	23					25,674	12,837			25,674	12,837
宮崎県合計		-	-	-	-	576,002	288,001	19,467	9,733	595,469	297,734

3 災害査定の効率化を適用した実績

(H29. 2. 1「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」発出後)

1) 本激により「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」適用

○平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)による一連の災害(H30. 5. 20~7. 10)

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ (通常 300 万円未満)	採択保留金額 の引上げ (通常 4 億円)	設計図書の 簡素化	一箇所工事
北海道	—	—	○	○
岐阜県	—	—	○	○
京都府	—	—	○	○
大阪府	—	—	○	○
兵庫県	2,400 万円以下	—	○	○
鳥取県	—	—	○	○
岡山県	1,000 万円以下	—	○	○
広島県	4,000 万円以下	—	○	○
山口県	1,000 万円以下	—	○	○
徳島県	—	—	○	○
香川県	—	—	○	○
愛媛県	1,700 万円以下	—	○	○
高知県	—	—	○	○
福岡県	3,000 万円以下	—	○	○
佐賀県	—	—	○	○
京都市	—	—	○	○
神戸市	—	—	○	○
岡山市	—	—	○	○
広島市	—	—	○	○
北九州市	—	—	○	○
福岡市	—	—	○	○

○平成30年北海道胆振東部地震による災害

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ (通常 300 万円未満)	採択保留金額の引上げ (通常 4 億円以上)	設計図書の 簡素化	一箇所工事
北海道	—	—	○	○
札幌市	—	—	○	○

○令和元年東日本台風、台風第20号及び第21号の暴風雨及び豪雨による災害
(R1. 10. 11～10. 26)

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ (通常 300 万円未満)	採択保留金額の引上げ (通常 4 億円以上)	設計図書の 簡素化	一箇所工事
岩手県	—	5 億円以上	○	○
宮城県	3,900 万円以下	5 億円以上	○	○
福島県	1,000 万円以下	5 億円以上	○	○
茨城県	—	5 億円以上	○	○
栃木県	4,000 万円以下	5 億円以上	○	○
群馬県	2,000 万円以下	5 億円以上	○	○
埼玉県	3,600 万円以下	5 億円以上	○	○
千葉県	—	5 億円以上	○	○
東京都	1,000 万円以下	5 億円以上	○	○
神奈川県	—	5 億円以上	○	○
新潟県	—	5 億円以上	○	○
長野県	3,500 万円以下	5 億円以上	○	○
静岡県	—	5 億円以上	○	○
仙台市	3,900 万円以下	5 億円以上	○	○
さいたま市	—	5 億円以上	○	○
千葉市	—	5 億円以上	○	○
川崎市	3,900 万円以下	5 億円以上	○	○
相模原市	—	5 億円以上	○	○

○令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害 (R2. 5. 15～7. 31)

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ (通常 300 万円未満)	採択保留金額の引上げ (通常 4 億円以上)	設計図書の 簡素化	一箇所工事
岐阜県	—	5 億円以上	○	○
山口県	—	5 億円以上	○	○
広島県	—	5 億円以上	○	○
福岡県	2,000 万円以下	5 億円以上	○	○
熊本県	3,000 万円以下	5 億円以上	○	○

○令和4年台風第14号、第15号の暴風雨等による災害(R4. 9. 17～9. 24)

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ (通常 1,000 万円未満)	採択保留金額の引上げ (通常 4 億円以上)	設計図書の 簡素化	一箇所工事
静岡県	5,000 万円以下	—	—	—
静岡市	7,330 万円以下	—	—	—

2) 財務省との個別協議により災害査定の効率化を実施

○平成30年台風第19号、第20号、第21号の暴風雨等による災害 (H30.8.20~9.5)

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ (通常 300 万円未満)		採択保留金額の引上げ (通常 4 億円以上)		設計図書の 簡素化	一箇所工事
	堆積土砂排除	都市排水施設等	堆積土砂排除	都市排水施設等		
大阪府	400 万円以下		-		-	-
札幌市	2,000 万円以下		-		-	-
大阪市	350 万円以下		-		-	-

○令和元年8月から9月の前線に伴う大雨 (台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)による災害 (R1.8.13~9.9)

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ (通常 300 万円未満)		採択保留金額の引上げ (通常 4 億円以上)		設計図書の 簡素化	一箇所工事
	堆積土砂排除	都市排水施設等	堆積土砂排除	都市排水施設等		
千葉県	1,500 万円以下		-		-	-

○令和元年東日本台風、台風第20号及び第21号の暴風雨及び豪雨による災害 (R1.10.11~10.26) 【予算補助】

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ (通常 300 万円未満)		採択保留金額の引上げ (通常 1 億円以上)		設計図書の 簡素化	一箇所工事
	堆積土砂排除	都市排水施設等	堆積土砂排除	都市排水施設等		
岩手県	-	-	14 億円以上	-	-	-
宮城県	-	-	14 億円以上	3 億円以上	-	-
福島県	-	4,000 万円以下	-	3 億円以上	-	-
茨城県	-	-	-	3 億円以上	-	-
栃木県	-	-	14 億円以上	3 億円以上	-	-
群馬県	-	-	14 億円以上	-	-	-
埼玉県	-	-	14 億円以上	3 億円以上	-	-
東京都	-	-	14 億円以上	3 億円以上	-	-
神奈川県	-	-	14 億円以上	3 億円以上	-	-
新潟県	-	-	-	3 億円以上	-	-
山梨県	-	-	-	3 億円以上	-	-
長野県	-	-	-	3 億円以上	-	-
仙台市	-	-	-	3 億円以上	-	-
千葉市	-	-	-	3 億円以上	-	-

○令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害(R2.5.15~7.31)【予算補助】

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ (通常300万円未満)		採択保留金額の引上げ (通常1億円以上)		設計図書の 簡素化	一箇所工事
	堆積土砂排除	都市排水施設等	堆積土砂排除	都市排水施設等		
熊本県	12億4,900万円 以下	—	17億5,900 万円以上	—	—	—

○令和3年福島県沖地震による災害(R3.2.13)

都道府県 政令市名	机上査定金額の引上げ (通常300万円未満)	採択保留金額の引上げ (通常4億円以上)	設計図書の 簡素化	一箇所工事
千葉県	600万円以下	—	—	—

4 特殊地下壕等対策事業実績

事業実施年度	事業主体数	事業主体
H10	6	神奈川県小田原市、大和市、愛知県瀬戸市、広島県大竹市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市
H11	13	岩手県釜石市、山形県東根市、群馬県高崎市、東京都八王子市、山口県岩国市、福岡県筑紫野市、長崎県大村市、川棚町、芦辺町、大分県大分市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、宮城県仙台市
H12	14	山口県下関市、長崎県佐世保市、諫早市、川棚町、大分県宇佐市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、出水市、金峰町、高尾野町、加治木町、沖縄県豊見城村、宮城県仙台市、神奈川県横浜市
H13	13	東京都八王子市、神奈川県大和市、長崎県佐世保市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、出水市、串木野市、加世田市、知覧町、市来町、東市来町、有明町、神奈川県横浜市
H14	16	北海道美幌町、宮城県石巻市、埼玉県嵐山町、東京都八王子市、神奈川県大和市、静岡県浜松市、広島県海田町、山口県岩国市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、鹿屋市、川内市、有明町、大崎町、串良町、沖縄県豊見城市
H15	13	東京都大田区、東京都日野市、神奈川県綾瀬市、兵庫県明石市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、山川町、東市来町、志布志町、有明町、串良町、兵庫県神戸市
H16	14	栃木県鹿沼市、東京都港区、神奈川県小田原市、綾瀬市、横須賀市、兵庫県明石市、長崎県佐世保市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、志布志町、有明町、千葉県千葉市、神奈川県横浜市
H17	16	栃木県鹿沼市、群馬県高崎市、千葉県匝瑳市、東京都目黒区、世田谷区、長崎県佐世保市、大村市、熊本県水俣市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、南さつま市、日置市、北海道札幌市、愛知県名古屋市、福岡県福岡市
H18	28	青森県むつ市、茨城県ひたちなか市、鹿嶋市、大洗町、群馬県富岡市、千葉県匝瑳市、神奈川県綾瀬市、逗子市、長野県上田市、鳥取県境港市、広島県尾道市、福岡県中間市、熊本県水俣市、大分県臼杵市、宮崎県宮崎市、国富町、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、鹿児島市、南さつま市、枕崎市、志布志市、湧水町、指宿市、沖縄県那覇市、糸満市、愛知県名古屋市、福岡県福岡市
H19	28	岩手県二戸市、宮城県加美町、秋田県鹿角市、茨城県ひたちなか市、鹿嶋市、群馬県前橋市、神奈川県逗子市、長野県上田市、佐久市、愛知県豊田市、三重県伊勢市、岡山県、愛媛県松山市、福岡県宇美町、久留米市、佐賀県唐津市、長崎県大村市、熊本県水俣市、大分県臼杵市、鹿児島県鹿児島市、日置市、南さつま市、鹿屋市、薩摩川内市、沖縄県那覇市、東京都目黒区、静岡県浜松市、京都府京都市
H20	21	宮城県塩竈市、多賀城市、茨城県日立市、神奈川県逗子市、鎌倉市、愛知県豊田市、広島県江田島市、愛媛県松山市、長崎県佐世保市、大村市、熊本県水俣市、大分県臼杵市、鹿児島県鹿屋市、日置市、南さつま市、志布志市、薩摩川内市、沖縄県那覇市、浦添市、糸満市、京都府京都市

事業実施年度	事業主体数	事業主体
H21	13	東京都中野区、西東京市、神奈川県逗子市、横須賀市、福岡県中間市、長崎県佐世保市、大村市、平戸市、大分県玖珠町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島市、薩摩川内市、沖縄県那覇市
H22	15	栃木県茂木町、岡山県倉敷市、福岡県宗像市、直方市、長崎県佐世保市、大村市、熊本県宇城市、大分県臼杵市、宇佐市、大分市、鹿児島県鹿屋市、湧水町、薩摩川内市、日置市、沖縄県那覇市
H23	17	北海道札幌市、福島県二本松市、茨城県ひたちなか市、栃木県芳賀町、東京都日野市、山口県下関市、高知県南国市、福岡県直方市、長崎県佐世保市、大分県臼杵市、宇佐市、宮崎県都城市、鹿児島県鹿屋市、日置市、霧島市、沖縄県那覇市
H24	10	青森県むつ市、東京都日野市、昭島市、福岡県大牟田市、長崎県佐世保市、大分県日田市、鹿児島県鹿屋市、霧島市、日置市、沖縄県浦添市
H25	12	青森県むつ市、宮城県、東京都日野市、神奈川県大和市、富山県高岡市、兵庫県西宮市、長崎県佐世保市、大村市、大分県日田市、鹿児島県鹿屋市、兵庫県神戸市、広島県広島市
H26	10	宮城県女川町、千葉県銚子市、東京都日野市、神奈川県横須賀市、岐阜県御嵩町、三重県伊賀市、高知県宿毛市、長崎県佐世保市、鹿児島県霧島市、兵庫県神戸市
H27	9	千葉県銚子市、東京都日野市、岐阜県御嵩町、三重県伊賀市、長崎県佐世保市、長崎市、鹿児島県鹿屋市、沖縄県那覇市、兵庫県神戸市
H28	10	栃木県鹿沼市、千葉県木更津市、東京都日野市、山口県下関市、長崎県佐世保市、鹿児島県鹿屋市、霧島市、肝付町、千葉県千葉市、兵庫県神戸市
H29	11	青森県三沢市、東京都世田谷区、日野市、神奈川県海老名市、広島県呉市、長崎県長崎市、佐世保市、鹿児島県鹿屋市、霧島市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市
H30	9	東京都世田谷区、日野市、神奈川県海老名市、愛媛県松山市、長崎県佐世保市、大分県玖珠町、鹿児島県いちき串木野市、日置市、兵庫県神戸市
R1	6	東京都世田谷区、日野市、神奈川県海老名市、長崎県佐世保市、鹿児島県日置市、兵庫県神戸市
R2	9	茨城県日立市、東京都日野市、京都府宇治市、兵庫県尼崎市、島根県松江市、長崎県佐世保市、沖縄県糸満市、神奈川県横浜市、兵庫県神戸市
R3	12	北海道余市町、茨城県日立市、東京都世田谷区、日野市、神奈川県小田原市、島根県松江市、長崎県佐世保市、大村市、鹿児島県曾於市、南九州市、兵庫県神戸市、広島県広島市
R4	8	栃木県宇都宮市、東京都日野市、神奈川県海老名市、長崎県平戸市、鹿児島県鹿児島市、曾於市、南九州市、沖縄県糸満市

5 都市災害復旧事業制度の変遷

改訂年月日	法令・通達及び内容
<p>昭27. 7. 31 (建都発第854号、都市局長)</p>	<p>＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（火災復旧を除く）＞</p> <p>1. 都市災害復旧事業として行う重要な都市施設</p> <p style="margin-left: 2em;">イ、街路（橋梁、側溝含む） 幅員6 m以上のもの、但し橋梁については4 m以上のもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ、都市水利施設 水路（暗渠、サイホンを含む）、樋門、排水機及びその附属施設</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ、防潮施設 防潮堤、水門</p> <p style="margin-left: 2em;">ニ、公園、緑地、運動場 体育施設、管理施設、樹木</p> <p style="margin-left: 2em;">ホ、市街地の災害の原因となるおそれある施設（防空壕等）</p> <p>2. 復旧限度</p> <p>施設の原形復旧（原形に復旧することが可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するためにする施設をすることを含む。）を原則とするが、原形に復旧することが困難な場合又は原形に復旧することが都市計画上著しく不適当な場合においては、これに代わるべき必要な施設を施行することができる</p> <p>3. 適用除外</p> <p style="margin-left: 2em;">イ、一箇所の工事の費用が10万円に満たないもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ、経済効果の少ないもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ、維持工事とみるべきもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ニ、明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたものと認められるもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ホ、甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められるもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ヘ、災害復旧事業以外の事業の工事中に生じた災害に係るもの</p> <p>4. 前項イ号の場合において、一の施設について災害にかかった箇所が50 m以内の間隔で連結している場合並びに一の施設について災害にかかった箇所が50 mをこえる間隔で連結しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該施設を分離して施行することが効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす</p> <p style="text-align: center;">備考</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) この方針は、他の法令により予算措置を講ずるもの以外について適用されるものとする</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 都市排水、防潮堤等の施設の不備に基因して市街地が水害を受けた場合は、都市防災事業として別途に予算措置を講じるものとする</p> <p>1. 都市災害復旧事業として行う重要な都市施設</p> <p style="margin-left: 2em;">ニ、公園、緑地、運動場 道路、橋梁、水路、崩壊防止の施設及び体育施設、管理施設 (「樹木」を削除)</p> <p>ホ、市街地の災害の原因となるおそれある施設（防空壕等）</p>
<p>昭29. 10. 18改正 (都市局長通知)</p>	<p>1. 都市災害復旧事業として行う重要な都市施設</p> <p style="margin-left: 2em;">ニ、公園、緑地、運動場 道路、橋梁、水路、崩壊防止の施設及び体育施設、管理施設 (「樹木」を削除)</p> <p>ホ、市街地の災害の原因となるおそれある施設（防空壕等）</p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
<p>昭30. 5. 18改正 (建設計発第143号、計画局長)</p> <p>昭37. 8. 14全面改定 (建設都発第194号、都市局長)</p>	<p>へ、市街地埋没、流失を復旧する為の施設等 3. 適用除外 ハ、維持工事とみるべきもの又は街路の路面流失厚10cm以下のもの 4. 前項イ号の場合において、一の施設について災害にかかった箇所が50m以内の間隔で連結している場合並びに橋梁その他これに類する施設について災害にかかった箇所が50mをこえる間隔で連結しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該施設を分離して施行することが効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす 備考 (3) 第一項の体育施設、管理施設に関する土木施設を除く建築物及び同項へ(市街地埋没、流失を復旧する為の施設等)に該当するものについてはその都度大蔵省と特別に協議をなす</p> <p>1. 都市災害復旧事業として行う重要な都市施設 へ、市街地埋没、流失を復旧する為の事業 但し、被害面積5千坪以下及び埋没については、埋没土量2万立方メートル以下のものは対象外とする。</p> <p>＜都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針＞ 第1 目的 都市計画区域内における都市施設が災害をうけた場合、又は、市街地が堆積土砂による災害を受けた場合において、地方公共団体が行う災害復旧事業、又は、堆積土砂排除事業に対して、国は、この基本方針によって予算の範囲内で補助を行い、これらの災害を速やかに復旧し、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。</p> <p>第2 定義 1. この基本方針において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生ずる災害をいう。 2. この基本方針において「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための事業を行うことを含む。以下同じ。)ことを目的とするものをいう。 3. 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設等を行うことと目的とするものは、災害復旧事業とみなす。 4. この基本方針において、「都市計画区域」とは都市計画法第2条により主務大臣の決定した都市計画区域をいう。</p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
	<p>5. この基本方針において、「都市施設」とは、街路、公園等、下水道施設、都市排水施設、地方公共団体の維持管理に属するもの（維持管理に属することとなるべきものを含む。）をいう。</p> <p>6. この基本方針において「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。</p> <p>7. この基本方針において、「堆積土砂」とは、災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。</p> <p>8. この基本方針において、「堆積土砂排除事業」とは、市町村長が、当該市町村の区域内の市街地において、総量が3万立方メートル以上である堆積土砂、2立方メートル以上の一団をなす堆積土砂、又は20メートル以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が2立方メートル以上であるもので次の各号の一に該当するものを排除する事業をいう。</p> <p>イ、都市計画区域内にあっては、都市施設以外の地域に堆積したものについて市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く。）</p> <p>ロ、都市計画区域外にあっては、市街地に堆積したものについて市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く。）</p> <p>ハ、上記イ、ロ、にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があるとみとめて搬出集積され、又は、直接排除されたもの。</p> <p>第3 適用除外</p> <p>この方針は、次の各号に掲げる災害復旧事業については、適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設ごとの工事の費用が、10万円に満たないもの。 2. 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。 3. 維持工事とみるべきもの。 4. 明らかに設計の不備、又は工事施工の粗漏に起因し生じたもの。 5. 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められる災害に係るもの。 6. 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。 7. その他別に定めるもの <p>第4 事業費の範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国が補助する災害復旧事業の事業費は、災害復旧事業のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額並びに事務費とする。 2. 前号に規定する工事費には応急工事費を含むものとする。 3. 前号に規定する応急工事費は、本工事の一部又は全部となるもののみとする。 <p>ただし、下水道施設については、必要止むをえないものに限り応急仮工事を採択することができる。</p> <p>附則</p> <p>都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い防空壕の埋戻し防災処理等の費用は、都市災害として</p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
	<p>取り扱うものとする。但し、都市施設に関係のない防空壕のみの災害又は防空壕が災害の原因をなす場合（異常な天然現象によらないもの）においてはその取り扱いは保留とする。</p> <p><都市災害復旧事業事務取扱方針></p> <p>第1 趣旨</p> <p>都市災害復旧事業に関する事務の取扱については、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」に定めるもののほか、この事務取扱方針の定めるところによる。</p> <p>第2 災害原因の確認</p> <p>災害原因の確認については、被災施設の原形、及び被害状況等から災害復旧事業として採択できる災害であるかどうかを確認すること。</p> <p>第3 復旧工事</p> <p>災害にかかった施設を復旧する場合は原則として原形に復旧（旧の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧すること。）することとし、原形に復旧することが、不可能若しくは著しく困難、又は、不適當な場合は、次の各号によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原形に復旧することが不可能な場合 地形、地盤が著しく変動し、旧の位置に復旧することが不可能な場合、又は、原施設の形状、寸法では、復旧することが不可能である場合は、必要最小限度の工法によるものとする。 2. 原形に復旧することが著しく困難な場合 地形地盤が変動し、又は被災施設の除却が困難なため旧の位置に旧の形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することが著しく困難なときは、当該施設の従前の効用を復旧する必要最小限度の工事を行うものとする。 3. 原形に復旧することが著しく不適當な場合 地形地盤が変動し、又は、災害の規模、若しくは原施設の形状、寸法等から判断して原形に復旧すること が著しく不適當なときは、従前の効用を回復する必要最小限度の工事を行うものとする。又、原形に復旧 しなくとも旧の施設の効用を復旧することが著しく効果的であると判断される場合には、従前の効 用を回復する必要最小限度の工事に相当する額を災害復旧額とするものとする。 <p>第4 都市施設の範囲</p> <p>基本方針第2の5にいう都市施設の範囲は、次に掲げるものうち、復旧を必要とするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 街路 都市計画法（大正8年法律第36号）第3条の規定により決定された施設である道路（道路の附属物の うち、道路上のさく及び休止を含む。）で道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に よる道路の供用の告示がなされていないもの。（以下「街路」という。）

改訂年月日	法令・通達及び内容
	<p>2. 公園等 公園（自然公園法に規定する自然公園を除く）、広場、緑地、運動場及び墓地のうち、次の各号に掲げる個々の施設（樹木は含まない）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路及び広場 (2) 修景施設のうち水流、池、滝、つき山 (3) 休養施設のうち休息所 (4) 遊戯施設のうち徒渉池 (5) 運動施設のうち野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケケットボール場、バレーボール場、水泳プール、すもう場（特定の団体、個人の用に供せられるものを除く。）及びこれらに附属する観覧席、更衣室、控室、運動用具倉庫、シャワー等の工作物 (6) 教養施設のうち野外劇場又は野外音楽堂 (7) 便益施設のうち駐車場、便所、時計台、水飲場、手洗場 (8) 管理施設のうち門、さく、管理事務所、詰所、照明施設、水道、暗渠、水門、護岸、擁壁（法面） (9) 展望台 <p>3. 下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道（終末処理場等他省所管の施設を除く。）及び同条第4号に規定する都市下水道のうち、次に掲げる施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 排水管、排水渠、マンホール、吐室、吐口、扉門、ます、その他の排水施設 (2) 沈砂池、スクリーン、かす掻上機、ポンプ井、ポンプ、動力機関、電気設備、真空ポンプ、クレーン、その他のポンプ施設 (3) 建物のうち、ポンプ機械室、動力機関室、ポンプ場建物（ポンプ場建物内にある事務室、倉庫を含む。）及び防水壁 (4) 沈砂池、曝気槽、撒布濾床、消化層、その他の処理施設 <p>4. 都市排水施設 排水路、排水機、樋門及びその附属施設</p> <p>第5 適用除外 1. 基本方針第4適用除外3の維持工事とみるべきものとは、次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのみ工事 (2) 街路、橋梁の附属物のみにかかるもの <p>2. 基本方針第4適用除外4の明らかに設計の不備、又は、工事施工の粗漏に起因して生じたものとは、検査、監察等により工事の出来高不足、手直しが認められ補強、手直し工事を命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等をいう。</p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
	<p>3. 基本方針第4適用除外7のその他別に定めるものは、次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 幅員6m未満の街路、又は、幅員4m未満の橋梁に係るもの (2) 幅員1m未満の都市排水路にかかるもの (3) 堆積土砂排除事業のうち、次の各号に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 宅地等に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所以外に捨てた土砂にかかるもの ロ 事業の実施が確認できないもの ハ 自衛隊、地元等が無償で実施したもので又は失業対策事業その他の事業によって実施したものの (4) 下水道施設及び都市排水施設の埋そくにかかるもので当該堆積土砂の断面積が管渠の断面積の3割に満たないもの。但し、3割以上のものにあつては、堆積量の7割までを排除するものとする。 <p>第6 保留工事 災害復旧工事の決定にあたり、次の各号の一に該当する場合は保留工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧工事の採否、又は、採択工法について立会官と意見を異にする場合 2. 改良的に施行することがより効果的であると認められるときの災害復旧費を超える部分 3. 由緒ある建物等で原形に復旧する必要があるもので、その費用が多額となる場合 <p>第7 査定の方法 事業主体より提出される国庫補助申請書に基づき大蔵省係官が立会の上原則として現地査定を行うものとする。</p> <p>第8 単価、歩掛 単価、歩掛は、土木工事については、公共土木施設災害復旧事業に用いるものを使用し、建物の補修工事については公立学校災害復旧事業に用いるものを使用することとするが、上記以外のものにあつては現地の適正単価、歩掛によるものとする。</p> <p>附則</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 基本方針附則にいう防空壕の採択については、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施行する等必要最小限度の工事を行うことができる。 2. 次に示す事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて取扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報告に関する事務（下水道にかかる事業費については、補助率が異なるため、その他の事業費と区分して別欄に掲げること。） (2) 内未成の取扱い (3) 他事業施工中の災害 (4) 事業費の積算（但し、事務費率は総事業費の4%とする。） (5) その他、査定事務で特に本事務取扱方針に規定していないもの。

改訂年月日	法令・通達及び内容
昭47. 7. 14改正 (建設省都街発第22号、都市局長)	<p> <都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針> 第2 定義 4. この基本方針において、「都市計画区域」とは都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条により建設大臣又は都道府県知事が指定した都市計画区域をいう。 5. この基本方針において、「都市施設」とは、街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものをいう。 <都市災害復旧事業事務取扱方針> 第4 都市施設の範囲 1. 街路 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条、第19条、又は第22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業により築造された道路(道路の附属物のうち、道路上のさく及び騎止を含む。)で道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定による道路の供用の告示がなされていないもの。(以下「街路」という。) 2. 公園等 公園(自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地のうち、次の各号に掲げる個々の施設(樹木は含まない)とする。 3. 下水道 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道及び同条第5号に規定する都市下水路のうち、次に掲げる施設とする。 第5 適用除外の1. に追加 (3) ポンプ施設の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用等。 (4) その他前各事項に掲げるものに類するもの 第6 保留工事に追加 4. 一箇所の決定見込額が2千万円以上となる場合。 </p>
昭53. 10. 13改正 (建設省都街発第51号、都市局長)	<p> <都市災害復旧事業事務取扱方針> 第5 適用除外の3. (2) に追加 (2) 幅員1m未満の都市排水路にかかると、ただし、管渠にあつては内径250ミリメートル未満のもの </p>
昭54. 1. 29改正 (建設省都街発第4号、都市局長)	<p> <都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針> 第1 目的の改正 主として都市計画区域内における都市施設が災害をうけた場合、(以下略) </p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
	<p>第2 定義</p> <p>5. この基本方針において、「都市施設」とは、街路、公園等、下水道、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものをいう。</p> <p>第4 事業費の範囲の3中 ただし、下水道については、（以下略）</p> <p><都市災害復旧事業事務取扱方針></p> <p>第4 都市施設の範囲</p> <p>2. 公園等</p> <p>都市計画区域内にある公園（自然公園法に規定する自然公園を除く）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（都市計画区域外にある都市公園法第2条に規定する都市公園を含む。）のうち、次の各号に掲げる個々の施設（植物を除く。）とする。</p> <p>(2) 修景施設のうち花壇、日陰だな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、燈籠、石組、飛石、その他これらに類するもの（木竹製類は除く。）</p> <p>(3) 休養施設のうち休息所、ベンチ、野外卓その他これらに類するもの</p> <p>(4) 遊戯施設のうちぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの</p> <p>(5) 運動施設のうち野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、漕艇場、スケート場、すもう場、弓場、鉄棒、つり輪その他これらに類するもの（特定の団体、個人の用に供せられるものを除く。）及びこれらに附属する観覧席、更衣室、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物</p> <p>(7) 便益施設のうち駐車場、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの</p> <p>(8) 管理施設のうち門、さく、管理事務所、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、護岸、擁壁その他これらに類するもの</p> <p>3. 下水道</p> <p>(3) ポンプ施設・処理施設にかかる建物及びこれらを補完する管理棟、倉庫並びに防水壁</p> <p>(4) 沈殿池、曝気槽、消化層、管理計量設備その他の処理施設</p> <p>4. 都市排水施設</p> <p>都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設</p> <p>第5 適用除外の3の(4)中</p> <p>(4) 下水道及び都市排水施設の（以下略）</p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
昭59. 3. 22改正 (建設省都街発第13号、都市局長)	<p><都市災害復旧事業事務取扱方針> 第4 都市施設の範囲 2. 公園等 都市計画区域内にある公園(自然公園法に規定する自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地(都市計画区域外にある都市公園法第2条に規定する都市公園を含む。)並びに特定地区公園(特定地区公園事業費補助実施要領に基づき国の補助を受けた公園に限る。)のうち、次の各号に掲げる個々の施設(植物を除く。)とする。 (以下略)</p>
昭59. 9. 14改正 (建設省都街発第22号) 事務次官 (建設省河防発第79号)	<p><公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱の一部改正について> ・下水道施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことによる改正。</p>
昭59. 9. 14改正 (建設省都街発第32号、街路課長)	<p><都市災害復旧事業査定申合事項> ・下水道施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことによる改正。</p>
昭59. 9. 14改正 (建設省都街発第33号、街路課長)	<p><公共土木施設(下水道)災害復旧事業の取扱いに関する申合事項> ・下水道施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことにより制定。</p>
昭59. 9. 14改正 (建設省都街発第34号、街路課長)	<p><都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針> ・下水道施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことによる改正。 ・下水道に関する規定の削除 ・堆積土砂排除事業において「…20メートル以内」を「…50メートル以内」に改正。 ・採択限度額の改正 都道府県・指定都市 10万円を60万円 市町村 10万円を30万円</p>
	<p><都市災害復旧事業事務取扱方針> ・道路の付属物に「道路情報管理施設、共同溝等」を追加。 ・適用除外の「街路、橋梁の付属物のみにかかるもの」を「橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事」に改正。 ・保留工事となる決定見込額「2千万円以上」を「5千万円以上」に引き上げる。</p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
昭59. 9. 14改正 (建設省都街発第35号、都市局長)	<p><公共土木施設(下水道)災害復旧事業査定方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことにより制定。
昭62. 12. 17改正 (建設省都街発第34号、都市局長)	<p><都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針></p> <p><都市災害復旧事業事務取扱方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理組合の管理に属する街路について補助対象施設に追加したことによる改正。
平 7. 3. 23改正 (建設省都街発第18号、都市局長)	<p><都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針></p> <p><都市災害復旧事業事務取扱方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路事業の連続立体交差事業又は立体交差事業により整備された鉄道施設で鉄道事業者が管理が引き継がれる前のものを対象施設に追加したことによる改正。 ・都市公園法施行令の改正により、補助対象施設として新たに追加された施設についても、都市災害復旧事業の対象に追加。
平 7. 3. 28 (建設省都街発第25号、都市局長)	<p><建設省所管公共土木施設(下水道)災害復旧事業査定設計委託費等補助交付要綱></p> <p>(通則)</p> <p>第1 建設大臣は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号、以下「施行令」という。)」第6条第1項の規定に基づき建設大臣に対して国庫負担申請を行うために必要な査定設計に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」及び「建設省所管補助金交付規則(昭和33年建設省令第16号)」に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 補助対象事業</p> <p>「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」第2条の規定により指定された災害等で都市局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るものであり、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97条、以下「負担法」という。)」が適用される建設省所管の災害復旧事業をいう。</p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
	<p>(2) 補助対象団体 次のいずれかに該当する地方公共団体をいう。 ア 被害が甚大なことにより公共土木施設災害復旧事業費に対する国の負担率が0.667をこえることとなる地方公共団体 イ 国の負担率算定の基礎となる公共土木施設災害復旧事業費のうち、工事費の総額が、都市局長が別に定める金額以上となる地方公共団体</p> <p>(3) 委託費等 補助対象団体が補助対象事業について、施行令第6条第1項に基づき建設大臣に対して、国庫負担申請を行う際に添付する査定設計書を作成するために必要とした調査、測量、試験又は設計に関する委託費若しくは請負費（「災害復旧事業にかかるとする事前協議の取扱いについて（昭和50年2月25日付建河防発第37号建設省河川局防災課長通知）」記1に規定する事前協議の条件に基づき調査、測量、試験又は設計を必要としたものを除く。）をいう。</p> <p>(4) 補助対象委託費等 補助対象となる委託費等の実支出額又は第3の規定により算出される補助対象限度額のいずれか低い額をいう。 (補助対象限度) 第3 補助対象限度額は、1箇所ごとの工事費の額に応じて次の各号に定める階層に分類し、各階層ごとに分類された工事費の合計額にそれぞれの委託費率を乗じて得た額の合計とする。 1 1箇所の工事費が百万円以下の場合 委託費率千分の54 2 1箇所の工事費が百万円をこえ1千万円以下の場合 委託費率千分の36 3 1箇所の工事費が1千万円をこえ3千万円以下の場合 委託費率千分の27 4 1箇所の工事費が1千万円をこえ1億円以下の場合 委託費率千分の18 5 1箇所の工事費が1億円をこえる場合 委託費率千分の9 (補助率) 第4 補助率は、第5に規定する補助対象事業者ごとの補助対象委託費等の2分の1以内とする。 (補助対象事業者) 第5 補助金の交付の対象となる者は、補助金対象委託費等に対する補助金の合計額が、都市局長が別に定める金額以上となる地方公共団体とする。 (以下省略)</p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
平 8. 3. 29 改正 (建設省都街発第15号、街路課長)	<都市災害復旧事業事務取扱方針> ・事務費(率)の見直しに伴う改正
平 8. 4. 1 改正 (建設省河防海発第42号、 事務次官) (建設省都街発第16号、街路課長)	<公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱> <都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱> ・事務費(率)の見直しに伴う改正
平 8. 4. 10 改正 (政令第103号)	<公共土木施設災害復旧国庫負担法施行令> ・事務費(率)の見直しに伴う改正
平 8. 6. 17 改正 (建設省都再発第150号、 都市再開発防災課長)	<都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告> <公共土木施設(下水道)災害復旧事業に関する事務取扱> ・建設省組織令の一部改正に伴い、都市災害復旧事業にかかる業務が都市再開発防災課の所掌となったことによる、被害報告の連絡先等の改正。
平 9. 4. 1 改正 (建設省都再発第23号の2号、 都市局長)	<都市災害復旧事業事務取扱方針> 第4 都市施設の範囲 2. 公園等 「都市公園区域内にある公園(自然公園法に規定する自然公園を除く。)広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地(都市計画区域外にある都市公園法第2条に規定する都市公園を含む。)及び特定地区公園(特定地区公園事業費補助実施要領に基づき国の補助を受けた公園に限る。)のうち都市公園法施行令第25条に規定する公園施設(植物を除く。)とする。 第5 適用除外の3. に追加 (5) 公園施設のうち、飛石、ベンチ、ぶらんこ等の単体の小規模な施設が単独で被災した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用に関わらないもの。
平 10. 8. 3 改正 (建設省都再発第85号、都市局長)	<都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱> ・事務費(率)の見直しに伴う改正

改訂年月日	法令・通達及び内容
<p>平10. 8. 3改正 (建設省都再発第72の2号、 都市局長)</p> <p>平10. 8. 3改正 (建設省都再発第73の2号、 都市再開発防災課長)</p> <p>平10. 12. 11改正 (建設省都再発第81の2号、 都市局長)</p>	<p>＜都市局所管特殊地下壕対策事業実施要領＞</p> <p>第1 目的 この実施要領は市街地に現存する特殊地下壕（農地等に係るもの）で陥没等により市街地に影響を及ぼすおそれのあるものを含む）で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合、又は都市災害復旧事業に伴い埋戻し、防災処理等が必要となった場合について、地方公共団体がそれらの対策を実施する場において、国は、この実施要領によって予算の範囲内で地方公共団体に補助を行い、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。</p> <p>第2 定義 2. 「特殊地下壕対策事業」とは、下記の事業をいう。 ア 陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕の全部又は一部の埋戻し等を行う事業 イ 都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施行する等必要最小限度の工事を行う事業</p> <p>第4 適用除外 他省庁の所管に係る特殊地下壕を除く。</p> <p>第7 その他 第2の2のアに定める内容の事業については、平成14年度までに採択されたものとする。</p> <p>附 則 この要領は平成10年4月8日から適用する。</p> <p>＜建設省所管特殊地下壕対策事業の運用方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3の隣接する壕口間の距離を「20m以内」を「100m以内」に改正。 ・「6 本事業の採択手順は、下記によるものとする。（手順省略）」を追加。 <p>＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設となったことによる改正。 <ul style="list-style-type: none"> ・採択限度額の改正 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市 60万円 を 120万円 市町村 30万円 を 60万円 ・机上査定額の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 200万円未満 を 300万円未満

改訂年月日	法令・通達及び内容
<p>平10.12.11改正 (建設省都再発第82の2号、 都市局長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保留限度額の引き上げ 2億円以上を4億円以上 <p><公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業取扱いに関する申合事項について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設となったことによる改正。 ・ 増破等の取扱いについて「60万円未満」を「120万円未満」に、「30万円未満」を「60万円未満」に改正 ・ 河川敷公園の採択要件を追加 <p><公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設となったことによる改正。 <p><都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針></p> <p>第2 定義</p> <p>6. この基本方針において、「都市施設」とは、地方公共団体（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項の鉄道事業者であるものを除く。）又は土地区画整理組合の維持管理に属する街路及び地方公共団体の維持管理に属する都市排水施設等をいう。</p> <p>第3 適用除外</p> <p>1. 施設ごとの工事の費用が、都道府県又は指定都市に係るものにあつては120万円に、市町村（指定都市を除き、地方自治法第284条第1項から第3項までに規定する組合（第1項に規定するものについては市町村のみが設けたものに限る。）を含む。）又は土地区画整理組合に係るものにあつては60万円に満たないもの。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成10年12月11日から施行し、平成10年4月17日以降に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。</p> <p><都市災害復旧事業事務取扱方針></p> <p>第4 都市施設の範囲</p> <p>2. 公園等 削除</p> <p>2. 都市排水施設等</p> <p>(1) 都市計画区域域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設。</p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
<p>平10. 12. 11改正 (建設省都再発第84の2号、 都市再開発防災課長)</p> <p>平11. 3. 30改正 (建設省都再発第79号) 事務次官 (建設省河防海発第58号)</p> <p>平12. 2. 7改正 (建設省河防海発第17号、 事務次官)</p> <p>平12. 4. 3改正 (建設省都再発第33号) 事務次官 (建設省河防海発第72号)</p>	<p>(2) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条11号に規定する公園を除く。）のうち都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（植物を除く。）とする。</p> <p>第6 保留工事</p> <p>3. 一箇所の決定見込額が1億円以上となる場合</p> <p>附 則</p> <p>1 削除</p> <p>1 次に示す事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて取扱うものとする。</p> <p>(4) 事業費の積算（ただし、事務費率は総事業費の3.4%とする。）</p> <p><都市災害復旧事業査定申告事項並びに被害報告について></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設となったことによる改正。 <ul style="list-style-type: none"> 採択限度額の引き上げに伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市 60万円 を 120万円 市町村 30万円 を 60万円 <p><公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担」法の対象施設になったことによる改正 <ul style="list-style-type: none"> 第二、第三及び第九中「又は下水道」を「、下水道又は公園」に改正 第二十条第一項第一号中「一千万円以下のもの」の下に「又は当該決定工事費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは、三百万円以内のもの」を追加 別記第二表の改正 <p><降灰除去事業実施要綱></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助の採択要件である対象期間を場合によって延長できるよう要件を緩和することによる改訂。 その年の一月から十二月までの降灰重量の合計が一平方メートル当たり千グラム未満であって、その年の十二月と翌年一月に降灰がある場合は、翌年一月の降灰重量をその年の十二月の降灰重量に含めることができる。 <p><公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱></p> <ul style="list-style-type: none"> 設計単価、歩掛及び設計の変更の手続きを承認から同意に改正したことによる修正。

改訂年月日	法令・通達及び内容
平13. 1. 4改正 (建設省都再発第1号)都市局長 平13. 1. 4改正 (建設省都再発第2号) 都市再開発防災課長 平13. 2. 14改正 (国都まち発第24号) 都市・地域整備局長 平13. 2. 14改正 (国都まち発第27号) まちづくり推進課長	<p>法令・通達及び内容</p> <p> <都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針> <都市災害復旧事業事務取扱方針> <建設省所管特殊地下壕対策事業実施要領> ・省庁再編に伴い省名、局名の修正並びに担当課（都市再開発防災課→まちづくり推進課）の変更に伴う改正。 </p> <p> <都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について> <建設省所管特殊地下壕対策事業の運用方針> ・省庁再編に伴い省名、局名の修正並びに担当課（都市再開発防災課→まちづくり推進課）の変更に伴う改正。 </p> <p> <公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針> ・省庁再編に伴い省名、局名の修正並びに担当課（都市再開発防災課→まちづくり推進課）の変更に伴う改正。 </p> <p> <公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業に関する事務取扱いについて> ・前文中「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令」の次に「（以下「令」という。）を加え、「したので遺憾のないよう措置されたい。」を「する。」に、「貴管下市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方取り計らわれたい。」を「貴管内市（指定都市を除く。）町村に対しても、この旨周知方お願いする。」に改める。 ・別紙の1～4中「一般災害を含む。」を「一般災害は、「下水道、公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領」による。」に改める。同5～6については、次のとおり改める。 </p> <p> 5 災害査定（査定実施通知） 都市・地域整備局まちづくり推進課 → 都市災害担当課 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 地方整備局建設部都市・住宅整備課（都市整備課） 北海道開発局事業振興部都市住宅課 沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 </div> <p> (注) 災害復旧工事が2,000万円未満で、本省が令第15条第2項に基づき委任する場合 </p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
平13. 2. 14改正 (国都まち第16号、国河防第10号) 事務次官	<p>6 査定復命書 都市・地域整備局まちづくり推進課 → (写) → 河川局防災課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 地方整備局建政部都市・住宅整備課 (都市整備課) 北海道開発局事業振興部都市住宅課 沖縄総合事務局開発建設部建政行政課 </div> <p>(注) 災害復旧工事業費が2,000万円未満で、本省が令第15条第2項に基づき委任する場合</p> <p>＜公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2中「第2号」を「(2)」に、「第3号」を「(3)」に改める。 ・ 3中「事前工法協議」を「事前の打合せ」に改める。 ・ 4(1)イ中「承認準備」を「同意準備」に改める。 ・ 10表題「工法協議済みの箇所について」を「事前打合せ済みの箇所について」に、同本文中「工法協議済み」を「事前の打合せ済み」に、「工法協議の際」を「事前の打合せの際」に改める。 ・ 省庁再編に伴い省名、局名の修正並びに担当課（都市再開発防災課→まちづくり推進課）の変更に伴う改正。 <p>＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四第一項中「昭和二十六年建設省令第10号」を「平成十二年運輸省・建設省令第14号に、「機械器具費」を「船舶及び機械器具費」に改める。 ・ 第五中「機械器具費」を「船舶及び機械器具費」に改める。 ・ 第十七第三項及び第四項中「規則第一条の三」を「規則第三条」に改める。 ・ 第十八第一項に後段として次のように加える。 「なお、目録見書については、本省査定分と地方整備局等査定分とを別業にして作成すること。」 ・ 同第一項第一号イ中「都道府県工事にあつては青色、市町村工事にあつては赤色」を「都道府県工事のうち本省査定分にあつては青色、地方整備局等査定分にあつては茶色、市町村工事のうち本省査定分にあつては赤色、地方整備局等査定分にあつては水色」に、「海岸 □」を「海岸（港湾に係るものを除く） □」に改め、同第四号に後段として次のように加える。 「なお、本省査定分と地方整備局等査定分とを別業にして作成すること。」 ・ 同第二項中「令第六条第一項」を「規則第五条第二項」に、「設計書には、次の図面等を添付するものとする」を「平面図及び横断面図その他の必要な書類は、次のとおりとする」に、同第二号中「横断面図」を「縦断面図」に改める。

改訂年月日	法令・通達及び内容
<p>平13. 6. 27改正 (国都防第15号 都市・地域整備局長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二十項第二号中「違算又は誤測」を「誤測又は違算」に、同第三号中「設計の変更を申請」を「設計の変更の協議の申出を」に、「申請書に変更理由書」を「規則第九条に定める書類の他」に改め、「変更対照表」を削る。 ・第二十二第四号中「承認」を「同意」に、同第五号中「規則第九条」を「規則第十一条」に改め、第二十二次の一号を加える。 「六 規則第十一条の別に定める残存価額率については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和三十四年三月十二日建設省発会第七十四号）の別表第1 残存価額率表とする。」 ・別記第二中「平成」を削り、「海岸」を「海岸（港湾に係る海岸を除く）」に改める。 ・省庁再編に伴い省名の変更に伴う改正。 <p><建設省所管公共土木施設（下水道）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表題「建設省所管公共土木施設（下水道）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱」を「国土交通省所管公共土木施設（下水道）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱」に改める。 ・「「災害復旧事業にかかる事前協議の取扱いについて（昭和50年2月25日付建河防発第37号建設省河川局防災課長通知）」記1に規定する事前協議」を「「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて（平成13年2月14日国河防第23号国土交通省河川局防災課長通知）」記1に規定する事前打合せ」に改める。 <p><都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表題「都市局所管降灰除去事業補助金交付要綱」を「都市・地域整備局所管降灰除去事業補助金交付要綱」に改める。 ・第二の1の(4)中「第三号」を「第四号」に改める。 ・第五中「都市局所管国庫補助金交付申請等要領（昭和49年4月1日付け建設省都総発第100号都市局長通達）によるほか、必要な事項は別に定める。」を「国土交通大臣に提出するものとし、市町村（指定都市を除く。）事業は所管都道府県を経由するものとするほか、都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領（平成13年6月27日付国都総第2000号都市・地域整備局長通達）によるものとする。」に改める。 ・附則2及び附則3は削除し、附則4を附則2に繰り上げる。 ・別表第1の(その3)表中「工程協議」を「工程打合せ」に改める。 ・別表第2中「承認単価」を「同意単価」に改める。 ・省庁再編に伴い省名、局名の修正に伴う改正。

改訂年月日	法令・通達及び内容
平15. 3. 31改正 (国都防第36-2号 都市・地域整備局長)	<国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領> ・特殊地下壕対策事業期間の延伸に伴う改正。 ・第七中「平成14年度」を「平成19年」に改める。
平16. 4. 1改正 (国都防第67-2号 都市・地域整備局長)	<国土交通省所管公共土木施設(下水道)災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱> ・査定設計委託費の補助率改正に伴う改正 ・第三中「千分の五四」を「千分の一〇八」に、「千分の三六」を「千分の七二」に、「千分の二七」を「千分の五四」に、「千分の一八」を「千分の三六」に、「千分の九」を「千分の一八」に改める。
平16. 12. 15改正 (政令 第396号)	<公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令> ・都市公園法施行令改正に伴う変更 ・都市公園等整備緊急措置法を社会資本整備重点計画法に改正することによる変更 ・第一号十一号中「二十五条」を「三十一条」に「都市公園等緊急整備特別措置法(昭和47年法律67号)第二条第一項第三号に規定する公園若しくは緑地に」を「社会資本整備重点計画法恒例第二条第二号公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに」に改める。
平18. 4. 3通知 (国都防第1号 まちづくり推進課長)	<公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業成功認定の取扱いについて(通知)> ・公共土木施設(下水道・公園)の成功認定の実施、書類の制定
平19. 3. 15改正 (国都防第112号 都市・地域整備局長)	<都市災害復旧事業事務取扱方針> ・都市公園法施行令改正に伴う変更 ・第四二項(2)号中「二十五条」を「三十一条」に改める。
平19. 3. 26改正 (国都防第111号 都市・地域整備局長)	<国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領> ・特殊地下壕対策事業期間の延伸に伴う改正。 ・第七中「平成19年」を「平成23年度」に改める。
平20. 9. 25改正 (国都防第20号 都市・地域安全課長)	<都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について> <国土交通省所管特殊地下壕対策事業の運用方針> <公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業に関する事務取扱いについて> ・国土交通省組織令の一部改正に伴い、担当課(まちづくり推進課→都市・地域安全課)の変更に伴う改正。

改訂年月日	法令・通達及び内容
平22. 3. 31改正 (政令第78号)	<p><公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業負担金の業務取扱費を全廃する法改正に伴い、公共事業に係る補助金の事務費も全廃になったことによる改正。
平23. 2. 15改正 (国都防第44号 都市・地域整備局長)	<p><都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第四 事業費の範囲 一中「補償費、機械器具費及び工事雑費」を「補償費、及び機械器具費」に改める。 <p><都市災害復旧事業事務取扱方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・附則1(4)中「事業費の積算(ただし、事務費率は総事業費の3.4%とする。)」を「事業費の積算」に改める。
平成23. 3. 13 (政令第18号)	<p><都市・地域整備局所管降灰除去事業補助金交付要綱></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第六「補助事業に要する経費の配分の軽微な変更は、補助金の額に変更を生じないもので、降灰除去費、用地費及び補償費、測量費及び機械器具費の各費目の相互間における流用で流用先における経費の2割(当該流用先の経費に相当する金額が20万円に満たないときは、20万円)以内の変更となるもの」に改める。 ・第七 三項を削除する。
平成23. 4. 11通知 (河川局防災課長補佐)	<p><東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を激甚災害として指定
平成23. 4. 19通知 (国都防第11号 都市・防災対策推進室長)	<p><平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の簡素化について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合単価を使用することができる一箇所工事の国庫負担申請額を、一千万円未満から一億円未満に引き上げ
平成23. 4. 19通知 (国都防第11号 都市・防災対策推進室長)	<p><東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・机上査定の適用限度額を現行300万円未満から500万円未満に引き上げ ・設計書添付図面(平面図及び標準断面図)を簡素化し、標準断面図による積上げをすることができ
平成23. 5. 2改正 (法律第40号)	<p><総合単価の使用については「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定等の簡素化について」によること</p> <p><東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に対処するための、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等に

改訂年月日	法令・通達及び内容
<p>平成23. 5. 1 1 通知 (国都防第19号 都市・防災対策推進室長)</p>	<p>ての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定める。</p> <p><東日本震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針」第15（保留）（1）に定める一箇所の決定見込金額を「4億円以上」から「30億円以上」に引き上げ ・「都市災害復旧事業事務取扱方針」第6（保留工事）3に定める一箇所の決定見込額を「1億円以上」から「5億円以上」に引き上げる。 ・総合単価の使用工種等を拡大（5種16規格の追加）とする。
<p>平成24. 1. 3 1 改正 (省令第3号)</p>	<p><公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第三中第三表から第十表までを削り、第十一表を第三表に改める。 ・様式第四備考3中「単価、」、「セメント＝1. 3倍、」及び「等」を削る。
<p>平成24. 1. 3 1 改正 (国水防第762号 水管理・国土保全局長)</p>	<p><公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第四一「河川局長」を「水管理・国土保全局長」に改める。 ・第二十 1ロ（イ）「設計労務単価の一・二倍又は設計資材単価の一・二倍に相当する金額以内の単価の変更」を「設計労務単価及び設計資材単価の変更」に改める。
<p>平成24. 3. 1 6 改正 (国都防第109号 都市局長)</p>	<p><国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊地下壕対策事業期間の延伸に伴う改正。 ・第七中「平成23年」を「平成28年度」に改める。
<p>平成24. 4. 1 7 通知 (国水防第920号 国土交通事務次官)</p>	<p><平成23年発生災における災害復旧事業の設計変更の取扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱」第二十第一項第一号について、軽微な変更となる工事費の増減について、「三割以内で、かつ、一千万円以下のもの」を「三割以内で、かつ、五千万円以下のもの」とする。
<p>平成25. 2. 6 改正 (政令第28号)</p>	<p><公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部を改正する法律の一部の改正に伴う改正

改訂年月日	法令・通達及び内容
平成25. 2. 6改正 (省令第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則> ・地方自治法の一部を改正する法律の一部の改正に伴う改正・第一条第六中「自動車駐車場」の下に「又は自転車駐車場」を加え、同条第九号を削る。 ・様式第六の改正
平成25. 3. 29改正 (国都防第122号 都市安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> <公園等の都市施設に係る災害発生時における緊急情報連絡について> ・緊急情報連絡が必要な場合については、当面の運用を定める。
平成25. 3. 29改正 (国都防第123号 都市安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> <都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について> <公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業に関する事務取扱いについて> <公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業成功認定の取り扱いについて> <国土交通省所管特殊地下壕対策事業の運用方針> ・国土交通省組織令及び組織規則の一部改正、及び公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行規則の一部改正に伴う改正
平成25. 3. 29改正 (国都防第124号 都市安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> <都市・地域整備局所管降灰除去事業補助金交付要綱> ・国土交通省組織令及び組織規則の一部改正に伴う改正
平成25. 3. 29事務連絡 (都市安全課長都市防災対策推進室長課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> <公園の建設物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の設計単価及び歩係について> ・公園の建設物及び機械、電気設備に係る都市災害復旧事業の設計単価及び歩係の取扱いに関する通知
平成26. 2. 6改正 (国都防第83号 都市局長) 平成26. 2. 6改正 (国都防第84号 都市安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> <国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領> ・特殊地下壕対策事業に一定の要件を満たす亜炭鉱廃坑対策を追加し、名称を特殊地下壕等対策事業とする改正 <国土交通省所管特殊地下壕対策事業の運用方針> ・上記改正に伴う改正
平成26. 6. 30改正 (国都防第8号 都市局長)	<ul style="list-style-type: none"> <公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領について> ・国土交通省組織規則の一部改正による改正
平成28. 4. 1改正 (国水防第359号 事務次官)	<ul style="list-style-type: none"> <公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱> ・第二十 設計の変更の改正

改訂年月日	法令・通達及び内容
平成28. 5. 27通知 (国都安第10号 都市安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・机上査定 of 適用限度額を現行300万円未満から熊本県は2000万円未満、熊本市は5000万円未満に引き上げ ・設計図書添付図面(平面図及び標準断面図)の簡素化ができる
平成28. 8. 25通知 (国都安第38号 都市安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> ＜平成28年熊本地震による災害復旧事業の査定等の簡素化について＞ ・「公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業査定方針」第15(保留)(一)に定める一箇所の決定見込金額を「4億円以上」から「10億円以上」に引き上げる
平成28. 9. 14通知(国都安第38号 都市安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> ＜平成28年熊本地震による災害復旧事業の査定等の簡素化について＞ ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第六条第二項に定める一箇所工事について、工事の工期や規模を勘案して分割し、分割後の各々の箇所を一箇所とみなすことができる ・熊本城公園における復元建造物の倒壊防止のための仮設工事、熊本県民総合運動公園における屋内運動広場(パークドーム熊本)の外膜の張り替え工事を応急仮工事として採択可能とする
平成29. 2. 1通知 (国都安第84号 都市局長 国水防第347号 水管理・国土保全局長 国港海第215号 港湾局長)	<ul style="list-style-type: none"> ＜大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の策定について＞ ・大規模災害時における災害復旧事業の査定の簡素化等についての通知
平成29. 3. 27改正 (国都安第104号 都市局長)	<ul style="list-style-type: none"> ＜国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領＞ ・特殊地下壕等対策事業期間の延伸に伴う改正 ・第七中「平成28年度まで」を「アは平成33年度まで、ウは平成32年度まで」に改める。 ・亜炭鉱廃坑対策の主体である経済産業省が実施する事業名称の変更に伴う改正
平成29. 5. 29通知 (国都安第15号 都市安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> ＜平成29年度以降における設計変更等についての財務局に対する協議について＞ ・都市災害復旧事業の設計変更について財務局へ協議する旨の通知
平成29. 5. 29事務連絡 (水管理・国土保全局防災課災害 査定官/都市安全課都市防災対策 室長/環境省環境再生・資源循環 局廃棄物適正処理推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ＜「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説について＞ ・「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の策定」について、より理解を深め、実務に即した運用ができるように解説を作成

改訂年月日	法令・通達及び内容
平成29. 8. 24通知 (国都安第24号 都市安全課長)	<p><公共土木施設(公園)災害復旧事業成功認定の取扱いの一部改正について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部成功認定の取扱いを追加
平成30. 3. 30通知 (国都安第110号 都市局長)	<p><都市局所管災害復旧事業の再調査要綱について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年度にわたる災害復旧事業で最終年度に行う再調査についての通知
平成30. 3. 30通知 (国都安第111号 都市局長)	<p><国土交通省所管公共土木施設(公園)災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担申請を行うにあたって要した設計委託費についての通知
平成30. 5. 23事務連絡 (都市安全課課長補佐)	<p><大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模査定方針を適用し机上にて実施した査定について、査定方法の妥当性について検証を行うための調査方法を示す。
平成30. 6. 29事務連絡 (都市安全課都市防災対策室長)	<p><堆積土砂排除事業において堆積土砂を推計する際の留意事項について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂排除事業における堆積土砂量について推計を行う場合の基本となる推計方法やこれによらない場合の協議方法を定めた周知
平成30. 7. 30事務連絡 (水管理・国土保全局防災課 災害査定官)	<p><公共土木施設及び宅地の堆積土砂撤去の取り扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月豪雨における公共土木施設及び宅地の甚大な被害の状況に鑑み、災害復旧事業の速やかな実施を図るための取扱い(連携スキーム)の周知
平成30. 7. 30事務連絡 (水管理・国土保全局防災課災害 査定官 都市安全課都市防災対策室長 環境省環境再生・資源循環局廃 棄物適正処理推進課長)	<p><堆積土砂排除事業(国土交通省所管)及び災害廃棄物処理事業(環境省所管)が連携する場合におけるの国庫補助申請にあたっての留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂排除事業(国土交通省所管)及び災害廃棄物処理事業(環境省所管)が連携する場合におけるの申請のワンストップ化や申請書類の簡素化を定めたことの周知

改訂年月日	法令・通達及び内容
<p>平成31.4.5事務連絡 (水管理・国土保全局防災課災害査定官 都市安全課都市防災対策室長 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長)</p>	<p>＜「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説（平成31年4月改定）について＞ ・『激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）』において、「今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。』とされており、解説発出当時（平成29年5月29日）と比べて甚大な被害が確実視された段階での「指定見込み」時期が明確になったことによる変更</p>
<p>令和1.6.5事務連絡 (水管理・国土保全局防災課災害査定官 都市安全課都市防災対策室長 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長)</p>	<p>＜堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合におけるの国庫補助申請にあたっての留意事項（一部改訂）＞ ・堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合において、採択保留となった場合の取扱いを追加</p>
<p>令和1.10.18事務連絡 (水管理・国土保全局防災課災害査定官 都市安全課都市防災対策室長 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長)</p>	<p>＜堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合におけるの国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）＞ ・堆積土砂量及び災害廃棄物量の推計資料について、家屋内と家屋外の取り扱いを統一</p>
<p>令和2.8.21事務連絡 (都市局都市安全課都市安全対策官 港湾局海岸・防災課総括災害査定官 水管理・国土保全局防災課総括災害査定官)</p>	<p>＜「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説について＞ 「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用を受ける対象区域とならなかった区域に対して、やむを得ない事由等がある場合にも個別協議の実施が可能となった。</p>

改訂年月日	法令・通達及び内容
令和3.3.31改正 (国都安第171号 都市局長)	<ul style="list-style-type: none"> <国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領> ・特殊地下壕等対策事業のうち、「亜炭鉱廃坑」の事業期間を「平成32年度まで」から「令和6年度まで」に延伸。 ・亜炭鉱廃坑対策の主体である経済産業省が実施する事業名称の変更に伴う改正
令和3.3.31改正 (国都安第162号 都市局長)	<ul style="list-style-type: none"> <国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱の一部改正について> ・補助対象限度額の算出に係る委託費率を、市町村事業について「1.47倍」に引上げ
令和3.5.19改正 (国都安第174号 都市局長)	<ul style="list-style-type: none"> <「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針」の改正について> <「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について」の改正について> ・下水道に係る規程について削除。（水管理・国土保全局が所管する査定方針、申合事項へ移行）
令和4.3.25改正 (国都安第105号 都市局長)	<ul style="list-style-type: none"> <「国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領」の一部改正について> ・特殊地下壕等対策事業のうち、「特殊地下壕」の事業期間を「令和3年度まで」から「令和8年度まで」に延伸。
令和4.3.25改正 (国都安第145号 都市局長)	<ul style="list-style-type: none"> <「都市局災害復旧事業の再調査要綱」の一部改正について> ・別記様式第4、第5に箇所数欄を追加。
令和4.4.1改正 (国都安第97号 都市局長)	<ul style="list-style-type: none"> <「公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針」の改正について> ・机上査定限度額を300万円未満から1,000万円未満へ引き上げ。

6 都市災害復旧事業の国庫負担等の概要

区分	国庫負担等		地方財政措置	
	国庫負担	激甚災害の特例	起債	交付税
公園	法律補助 その年の災害復旧事業費が標準 税収入の 0～1/2の部分 2/3 1/2～2倍の部分 3/4 2倍超の部分 4/4	その年の災害復旧事業費の特定 地方公共団体の負担額が標準税 収入の 5/100～10/100の部分 県 市60/100 10/100～50/100の部分 県50/100 市70/100 50/100～100/100の部分 県55/100 市70/100 100/100～200/100の部分 県60/100 市75/100 200/100～400/100の部分 県70/100 市80/100 400/100～600/100の部分 県80/100 市90/100 600/100超の部分 県90/100 市90/100	地方負担額の100% (過年災は90%)	起債の元利償還金の95%
街路水等 都市排水 施設	予算補助 1/2	なし		
堆積土砂排除 事業	予算補助 1/2	公共土木等と共にプール計算方式 で算定された総合負担率が適用 される。		
湛水排除事業	なし	同上	激甚災害の場合歳入欠か ん等債として地方負担の 100/100	特別交付税 起債の元利償還金の57%